

自己点検事項

◇ 患者サポート体制充実加算(A234-3)

(1)当該保険医療機関内に患者又はその家族からの疾病に関する医学的な質問並びに生活上及び入院上の不安等、様々な相談に対応する窓口を設置している。
(適 ・ 否)

(2)(1)における当該窓口に専任の医師、看護師、薬剤師、社会福祉士又はその他医療有資格者等が
標準時間内において常時1名以上配置されている。
(適 ・ 否)

※ 当該窓口は医療安全対策加算に規定する窓口と兼用であってもよい。

(3)(1)における相談窓口に配置されている職員は医療関係団体等が実施する医療対話仲介者の養成
を目的とした研修を修了していることが望ましい。
(適 ・ 否)

(4)当該保険医療機関内に患者等に対する以下の支援体制が整備されている。
(適 ・ 否)

- ア 患者支援体制確保のため、(1)における相談窓口と各部門とが十分に連携している。
- イ 各部門において、患者支援体制に係る担当者を配置している。
- ウ 患者支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスが週1回程度開催されており、必要に
応じて各部門の患者支援体制に係る担当者等が参加している。
- エ 各部門において、患者等から相談を受けた場合の対応体制及び報告体制をマニュアルと
して整備し、職員に遵守させている。
- オ (1)における相談窓口及び各部門で対応した患者等の相談件数及び相談内容、相談後の
取り扱い、その他の患者支援に関する実績を記録している。

※ 医療安全対策加算を算定している場合は、医療安全管理対策委員会と十分に連携し、その
状況を記録している。

- カ 定期的に患者支援体制に関する取組みの見直しを行っている。

点検に必要な書類等
・相談窓口の職員の配置状況が確認できる書類

点検に必要な書類等
・患者支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスの記録

点検に必要な書類等
・各部門の患者等から相談を受けた場合の対応体制及び報告体制のマニュアル

点検に必要な書類等
・相談窓口及び各部門で対応した患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取扱い、
その他の患者支援に関する実績の記録

医療機関コード

保険医療機関名

(5)当該保険医療機関内の見やすい場所に、(1)における相談窓口が設置されていること及び患者等に対する支援のため実施している取組みを掲示している。

(適 ・ 否)

(6)入院時に文書等を用いて(1)における相談窓口について説明を行っている。

(適 ・ 否)

点検に必要な書類等
・入院患者に対して、入院時に当該相談窓口を説明するための文書

(7)公益財団法人日本医療機能評価機構等、第三者の評価を受けていることが望ましい。

(適 ・ 否)

医療機関コード

保険医療機関名